

令和5年第1回かつらぎ町議会定例会 (4月会議)

【議案】

●資料1：令和5年度4月補正予算（案）

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	住民福祉課
子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）	住民福祉課
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	住民福祉課

議会上程日：令和5年4月21日（金）

議決日（予定）：令和5年4月25日（火）

かつらぎ町

<問い合わせ>

企画公室・総務課・危機管理課・管財情報課・税務課 会計課・住民福祉課・環境課・健康推進課 産業観光課・建設課・議会事務局	0736-22-0300（代表）
上下水道課	0736-22-6566
花園地域振興課	0737-26-0321
教育総務課・生涯学習課	0736-22-0303（代表）

●資料1：令和5年度4月補正予算（案）

【一般会計】		事業区分	町自主事業
新規	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金		補正後予算額 103,870千円
(款) 3.民生費	(項) 1.社会福祉費 (目) 1.社会福祉総務費		補正前予算額 0千円
担当課 住民福祉課 福祉係			(今回補正額) 103,870千円
事業全体の概要	<p>電力・ガス・食料品等の価格高騰による生活者や事業者の負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、速やかに生活・暮らしを支援する観点から、給付金を支給します。</p> <p>[対象者]</p> <p>①令和4年度住民税非課税世帯 2,848世帯 ②新たに令和5年度住民税非課税世帯となった世帯 300世帯(見込) ③給付金を受給せずに基準日以降に転入した住民税非課税世帯 52世帯(見込)</p> <p>[基準日]令和5年1月1日に住民登録のある世帯 (①・②) ただし、基準日以降に転入した世帯が転入前の自治体から給付金を受給していない場合は、受給することができるものとする。(③)</p> <p>[支給金額]1世帯当たり3万円 [支給時期]6月中旬以降、順次支給 [事業主体]かつらぎ町 [事業期間]令和5年度</p>		
財源	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金(非課税支援)(国補助、51,961千円×10/10)		51,961千円
	一般財源		51,909千円

【一般会計】		事業区分	国の制度等
新規	子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)		補正後予算 12,931千円
(款) 3.民生費	(項) 2.児童福祉費 (目) 1.児童福祉総務費		補正前予算 0千円
担当課 住民福祉課 福祉係			(増 減) 12,931千円
事業全体の概要	<p>食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、給付金を支給します。</p> <p>[対象者]</p> <p>①令和4年度に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者であった者 178人 ※児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受け、令和4年度分の住民税が非課税である者等 ②①のほか、令和4年3月31日時点で対象児童(18歳年度末までの子(障害児については20歳未満))の養育者であって、国が定める基準日以降に収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった者(家計急変者) 42人(見込)</p> <p>[支給金額]児童1人当たり5万円 [支給時期]6月中旬以降、順次支給 [実施主体]かつらぎ町 [事業期間]令和5年度</p>		
財源	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(事業費分)(国庫補助、11,000千円×10/10)		11,000千円
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(事務費分)(国庫補助、1,931千円×10/10)		1,931千円

【一般会計】

【一般会計】		事業区分	国の制度等
新規	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)		補正後予算額 320千円
(款) 3.民生費	(項) 2.児童福祉費 (目) 1.児童福祉総務費		補正前予算額 0千円
担当課	住民福祉課 福祉係		(今回補正額) 320千円
事業全体の概要	<p>食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける子育て世帯に、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得のひとり親世帯に対し、給付金を支給します。</p> <p>[対象者]</p> <p>①令和5年3月分の児童扶養手当の受給者(申請不要) 145人(見込)</p> <p>②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 10人(見込)</p> <p>※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る</p> <p>③令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者 30人(見込)</p> <p>[支給金額] 児童1人当たり5万円</p> <p>[支給時期] 5月末予定</p> <p>[実施主体] 和歌山県</p> <p>[事業期間] 令和5年度</p>		
財源	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) (県補助、320千円×10/10)		320千円